

営繕業務における情報共有システムの利用に関する特記仕様書（受注者希望型）

（対象業務）

第1条 本業務は、「営繕工事等における情報共有システムに関する要領」に基づき、受注者が希望する場合は、業務契約期間中に行う発注者との情報交換において、情報共有システムを活用することができる業務である。

（実施協議）

第2条 受注者は、情報共有システムの利用を希望する場合は、業務打合せ簿により、発注者と協議しなければならない。

2 前項の協議において、受注者は、利用しようとする情報共有システム、利用する機能、取り交わしを希望する業務帳票等について監督員と協議のうえ、「委託業務着手時確認シート」を提出することとする。

（情報共有システム利用料等）

第3条 情報共有システム利用に係るASP事業者との利用手続、契約及び利用料等の支払いは、受注者が行うものとする。

2 前項の情報共有システムの利用に要する費用（登録料及び利用料）は、特別経費に計上し、発注者と受注者が協議のうえ請負代金額を変更する。

ただし、地質調査積算基準に基づき算定された地質・土質調査業務については、業務管理費に含むため請負代金額の変更の対象とならないものとする。

（電子納品）

第4条 情報共有システムにより発議し取り交わした業務帳票は、電子納品の対象とし、別の定めにかかわらず、紙媒体での提出は不要とする。なお、「愛媛県土木設計業務等の電子納品要領」に従い、電子成果品に保存して納品すること。また、電子成果品内に格納したファイルの内容を示した「情報共有システム利用業務帳票一覧表」を併せて提出することとし、これにより難い場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

（その他）

第5条 その他、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議により定めるものとする。